平成２２年（フ）第３８号
熊本県山鹿市藤井177番地
債務者　永田　和彦
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時５分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
青森市金沢２丁目14番８号
債務者　後藤　公司
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
青森県むつ市大字田名部字小平舘ノ内尻釜42番地８
債務者　荒川　良子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０７号
青森市大字油川字大浜169番地
債務者　本間　季記
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
熊本県阿蘇市内牧189－２－２
債務者　加藤登茂美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第１３８号
沖縄県中頭郡北中城村字熱田2070番地３　県営北中城団地１号棟807号
債務者　牧志　美幸
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第９２２号
東京都府中市白糸台５－25－１　２－１－903、住民票上の住所東京都八王子市小宮町1165番地２東亜建設第３ビル406号
債務者　堀　あさ美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９２３号
東京都府中市白糸台５－25－１　２－１－903、住民票上の住所東京都八王子市小宮町1165番地２東亜建設第３ビル406号
債務者　堀　　節子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第４９７号
千葉市稲毛区長沼原町784番地
破産者　有限会社住建総業
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２８３０号
東京都小金井市貫井北町５丁目12番７号
破産者　株式会社プランニング大栄
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５２７号
東京都大田区仲池上２丁目６番11号
破産者　山崎建設株式会社
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３５号
東京都世田谷区祖師谷６丁目25―25―９
破産者　幾島　　勲
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９２号
千葉県市川市行徳駅前２丁目26―18
破産者　田中　慎二
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４９６号
東京都千代田区外神田３丁目５－２　ＴＫビル３階、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区成城６丁目３番14号
破産者　株式会社シー・ラボ
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５９９号
東京都荒川区町屋２丁目16―10―302、開始決定時の住所東京都荒川区町屋７丁目４―８―501
破産者　松田　久始
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２５９号
東京都足立区足立３丁目８番５号
破産者　有限会社福田フットケアージャパン
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２９２号
東京都江戸川区興宮町27―３
破産者　窪田健二郎
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８０９号
神奈川県川崎市麻生区岡上656番地
破産者　株式会社多摩植物園
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８１０号
神奈川県川崎市麻生区金程４丁目23―13
破産者　新田　忠男
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部